

議案第 17 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定  
について

標記について次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(筑西市表彰条例の一部改正)

第 1 条 筑西市表彰条例（平成 17 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項及び第 7 条第 3 項中「禁錮」を「拘禁<sup>こ</sup>刑」に改める。

(筑西市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第 2 条 筑西市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 5 2 条から第 5 4 条までの規定中「懲役」を「拘禁<sup>こ</sup>刑」に改める。

(筑西市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 3 条 筑西市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 4 項及び第 5 項中「懲役」を「拘禁<sup>こ</sup>刑」に改める。

(筑西市行政不服審査会条例の一部改正)

第4条 筑西市行政不服審査会条例（平成28年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（筑西市職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 筑西市職員の給与に関する条例（平成17年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第3号及び第4号並びに第17条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（筑西市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第6条 筑西市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例（平成17年条例第92号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（筑西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第7条 筑西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年条例第93号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正）

第8条 筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成29年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項各号列記以外の部分中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（筑西市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部改正）

第9条 筑西市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和4年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰

則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（筑西市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第５条の規定による改正後の筑西市職員の給与に関する条例第１７条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び同条第５項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。